

令和6年能登半島地震の被災者に対する市営住宅の一時提供について

令和6年能登半島地震で被災された方に対し、橿原市営住宅を一時提供します。

○戸数

2戸（入居期間は原則1年以内）

○申請受付期間及び申請先

(1) 申請受付期間：令和6年1月22日（月）より（土日祝除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 申請先：橿原市八木町1丁目1-18

橿原市都市マネジメント部住宅政策課（橿原市役所西棟2階）

TEL 0744-47-3514

※令和6年2月5日に執務室を下記住所へ移転します。

移転先：橿原市東竹田町1-1（リサイクル館かしはら2階）

○申請方法

(1) 所定の標準申請書にて申し込んで下さい。

(2) 入居者の決定は受付順とします。

(3) 申請書及び提出書類は、一切返却しません。

○申請資格

令和6年能登半島地震により、居住していた住宅が全壊または半壊等の被害を受け、現に住宅に困窮している世帯。

○市営住宅の家賃及び駐車場使用料について

無償（ただし、光熱水費等は別途必要です。）

○入居支援

1戸につき20万円の生活支援金を支給します。

○提出書類

① 市営住宅一時使用許可申請書（大規模災害用）

② 誓約書

③ 証明書類（り災証明書等）

④ 本人確認書類

○入居資格審査と入居者の決定

(1) 申請資格を確認するために上記の書類を提出して下さい。

(2) 入居決定者に対して市営住宅一時利用許可書を交付します。

(3) 橿原市営住宅条例等を遵守していただきます。